

都市公園施設使用料減免申請書

令和3年6月21日

三重県知事宛て

住所又は所在地 鈴鹿市神戸一丁目18番18号

申請者 鈴鹿市

代表者氏名 鈴鹿市長 末松 則子

三重県都市公園条例第10条の2の規定により都市公園施設使用料の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

公園の名称	鈴鹿青少年の森
許可の内容	サッカー専用スタジアム及び多目的グラウンド
許可の期間	令和3年8月1日から令和13年7月31日まで
減免を受けようとする理由	別紙のとおり
減免を受けようとする額	全額
その他参考事項	

(規格A4版)

減免を受けようとする理由

本市では、鈴鹿青少年の森付近のエリアマネジメントについて、「鈴鹿市都市マスタープラン」において、鈴鹿青少年の森周辺を集客拠点として位置づけています。また、スポーツ・レクリエーションゾーンとして、鈴鹿青少年の森をはじめ、鈴鹿サーキット等の集客施設の連携を図り、国際的なスポーツやイベントの開催等スポーツ・レクリエーションによる幅広い文化交流を促進するとともに、一体的な交流機能の導入を検討し、モータースポーツを核としたスポーツ・レクリエーションゾーンの形成を目指すこととしています。

また、「鈴鹿市スポーツ推進計画」では、トップレベルのスポーツ大会、大規模大会を通じて交流人口の拡大を図り、スポーツツーリズムの推進によって地域の活性化につなげていくこととしています。

現在、日本フットボールリーグ（JFL）に所属する鈴鹿ポイントゲッターズを運営する（株）アンリミテッドが、近い将来のJリーグ参入を目指し、鈴鹿青少年の森にサッカー専用スタジアムを設置することについては、本市の土地利用方針やスポーツ推進計画に合致するものであるため、本市としては、クラブのJリーグ参入を支援することとし、本年2月には、本市をホームタウンとしてクラブが「Jリーグ百年構想クラブ」の認定を受けています。

ホームタウンである本市としては、本施設を設置することについて、新たなまちづくりの拠点として、サッカーを通してのスポーツ振興や地域活性化につなげていきたいと考えています。

また、本施設が単なる運動施設ではなく、複合的な機能を組み合わせた多機能複合型交流施設を検討しており、サッカー以外の文化イベントの開催や、避難所など防災面での活用、積極的な地域への施設の開放などは、公園全体の賑わいの創出にもつながり、これらの取組は、都市公園の設置目的にも合致するものと考えられます。

以上のことから、公益性が高く、広く活用ができる施設として本市が設置することについて使用料の減免を申請します。